

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 3804
17年11月14日(火)
Fax 095-828-1953

日本労働弁護団賞 受賞

おはようございます。

11月10日、東京都内で、第61回日本労働弁護団総会と記念レセプションが行われました。

総会では、私たち郵政ユニオンが取り組んでいる「郵政20条裁判」が「日本労働弁護団賞」を受賞しました。

授賞式で弁護団を代表して伊藤安奈弁護士が受賞のスピーチを行い、続いて原告から浅川さんが、最後に郵政ユニオンを代表して中村書記長がいさつを行いました。

表彰状の文面を紹介し、日本郵便労契法20条裁判東日本事件弁護団 殿

貴弁護団は日本郵便で働く有期契約労働者が提訴した訴訟において、本年9月14日、労働契約法20条違反による損害賠償請求を認める東京地裁判決を獲得されました。

(中略)

このような重要な判決を獲得した貴弁護団の活動は我が国の労働者の権利確立の上で格別の功績があります。日本労働弁護団はここに日本労働弁護団賞を授与し、貴弁護団の功績をたたえ称します。

2017年11月10日
日本労働弁護団
会長 徳住堅治



次に郵政ユニオンのあいさつを紹介します。

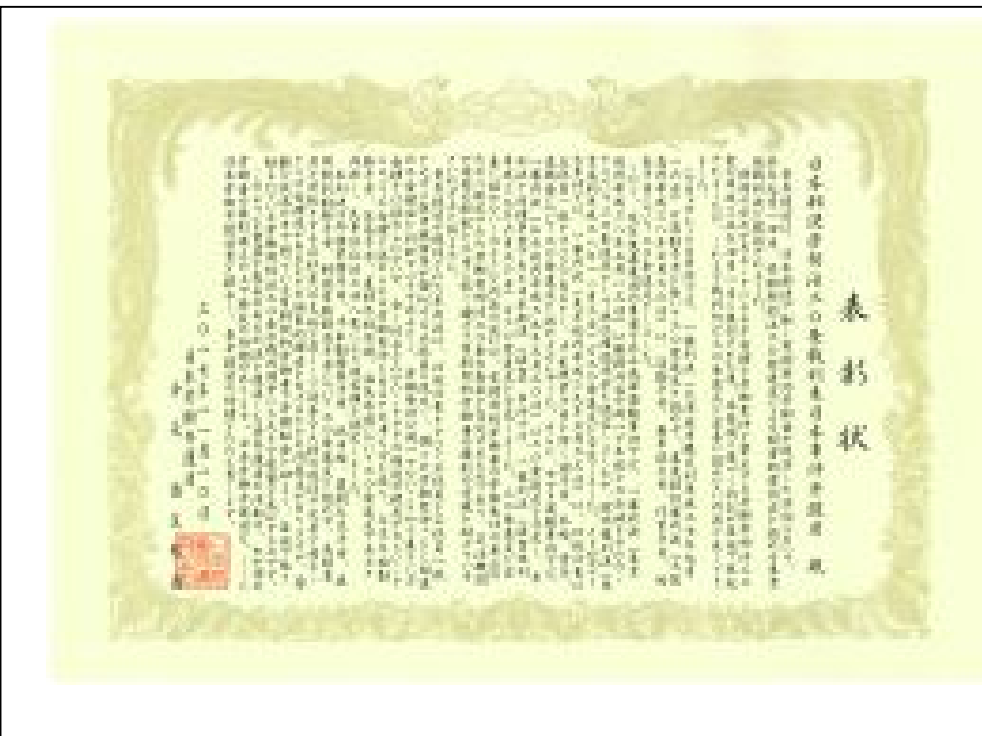
郵政ユニオンは20条裁判を正規組合員と非正規組合員が固く団結し、組合の総力をあげてたたかってきました。9月14日、一部ではありますが格差是正の勝利的判決をかちとりました。この判決は多くのおみなさまのご支援によるものでもあり、この場をお借りして、改めて感謝いたします。ありがとうございます。

私たちは20条裁判を立ち上げるにあたって、「みんな

な力で非正規差別をなくそう！」を合言葉に、裁判闘争をスタートさせました。「みんなの力」、ナショナルセンターや労働組合の違いを乗り越えて、20条裁判をたたかうすべての仲間との支援・連帯をめざし、行動にとりくんできました。今回の日本労働弁護団賞の受賞は郵政だけではなく、これまでにも20条裁判をたたかってきたすべての裁判に送られたものと思えます。本当につれい限りで

す。さらに、今回の受賞は非正規雇用が4割という雇用社会で非正規というだけでいわれなき差別と格差の中で日々、必死に働きつづけている非正規労働者を励ますものです。

今、郵政ユニオンは原告、弁護団とともに控訴審のとりくみ、そして9・14地裁判決を活かしたとりくみを開始しました。10月18日に「不合理・違法」とされた手当の支給と休暇の付与を求める要求書を日本



郵便に提出し、今月の7日には要求の主旨説明の団体交渉を行ってきました。他の労働組合からも地裁判決を活かして、同様のとりくみの報告がきています。来

年2月21日には西日本裁判の判決があり、家族手当の獲得もめざしています。郵政ユニオンは裁判と運動を両輪に、これからも邁進していく決意です。さらなるご支援をお願いします。

最後になりますが、先の総選挙の結果を見るまでもなく、息苦しく閉塞感が漂う時代、さらに先に報道された大手自動車メーカーによる労契法18条を「骨抜き」にする横暴がまかり通る中で、労働者の権利を守り、社会正義を貫く労働弁護団の役割はますます大きくなっていると思います。労働弁護団の今後のご発展とご活躍をこころより祈念し、郵政ユニオンを代表してお礼のあいさつとします。ありがとうございます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別!

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!